

五ヶ瀬町介護保険サービス等における事故発生時報告要綱

平成29年3月21日

五ヶ瀬町告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービス（以下「介護サービス」という。）の提供中に事故が発生した場合における事業者及び施設（以下「事業者等」という。）からの報告の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(報告対象事故の範囲)

第2条 報告すべき事故の範囲は、事業者等の責任や過失の有無に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護サービス等の提供（利用者の送迎及び通院を含む。）時における死亡事故及び骨折、火傷、切傷、打撲、誤嚥、異食等で利用者が治療を要したもの
- (2) 他者の薬の誤与薬（受診を要しないものを含む。）又は利用者本人の薬の誤与薬（受診を要したものに限る。）
- (3) 介護サービス等の提供中に、利用者が行方不明になり警察に届出又は身体的影響により受診を要したもの
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症、食中毒又は疥癬の発生
- (5) 従業員の法令違反、不祥事等のうち、利用者の個人情報流出、金品着服、虐待行為等、利用者へのサービス提供に影響するおそれのあるもの
- (6) 地震、風水害、火災その他災害で介護サービス提供に重大な影響があるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、報告が必要と認められる事故が発生した場合

2 前項第1号から第6号の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、報告を要しないものとする。

- (1) 事故による被害又は影響がきわめて微小な場合
- (2) 老衰等により死亡した場合

(報告対象者等)

第3条 事故報告は、事故に係る介護サービス等利用者（以下「利用者」という。）が五ヶ瀬町の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が五ヶ瀬町内の場合とする。

(報告事項)

第4条 報告事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 報告年月日
- (2) 事業所情報（事業所名、代表者氏名、所在地、事業所番号等）
- (3) 利用者情報（氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要介護度等）
- (4) 事故の概要（発生日時、発生場所、事故の種類、事故発生の状況等）
- (5) 事故の対応（対応の仕方、医療機関名、診断名、治療内容、）
- (6) 事故後の対応（利用者の状態、損害賠償等の状況、関係機関への報告等）
- (7) 再発防止への取り組み（事故の原因分析、再発防止策等）

2 報告は、事故報告書（別記様式）により行う。ただし、途中経過の報告については、これによ

らないことができる。

(報告の手順)

第5条 事故の報告は、おおむね次の手順によるものとする。

(1) 第一報

ア 事業者等は、事故の発生を確認したときは、速やかに家族に連絡するとともに、第4条第1項第1号から第6号までの内容について、事故報告書により介護保険担当課に報告する。この場合において、居宅サービス等の事業者については、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うものとする。

イ 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等より迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者等は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条第1項第7号の内容を含む最終報告を事故報告書により行う。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。この場合においては、第4条第1項第7号の内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(町における対応)

第6条 町は、報告を受けたときは、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が町の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の市町村の被保険者に係る事故についても、当該市町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じ、宮崎県、宮崎県国民健康保険団体連合会又は他の市町村と連携を図るものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行する。